

「四條畷市いじめ防止基本方針」の改定について

主な改定理由	改定前	改定後
<p>はじめに 「いじめはだれにでも起こり得る」こととの認識から、「それにも関わらず」の文言を削除した。 その他、文言の修正を図った。</p>	<p>はじめに いじめは、重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努めなければならない。しかしながら、<u>それにも関わらず</u>いじめが発生した場合、いじめられた児童等の立場になって取り組み、速やかに解決すべきである。 四條畷市は、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行される以前の平成24年12月に「四條畷市いじめ問題対策委員会条例」を制定し、いじめを未然防止するための対策の推進等に先進的に取り組んできた。この法律は、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や対策の基本となる事項について定められたものである。 四條畷市は、「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を市として総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定するものである。</p>	<p>はじめに いじめは、重大な人権侵害事象であり根絶すべき課題として未然防止に努めなければならない。しかしながら、いじめが発生した場合、いじめられた児童等の立場になって取り組み、速やかに解決すべきである。 四條畷市は、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行される以前の平成24年12月に「四條畷市いじめ問題対策委員会条例」を制定し、いじめを未然に防止するための対策の推進等に先進的に取り組んできた。この法律は、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や対策の基本となる事項について定められたものである。 <u>また、「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を市として総合的かつ効果的な推進に向けた、</u>基本的な方針を策定するものである。</p>
<p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 1 いじめの定義 けんかやふざけあいであっても積極的な認知が必要であるとの、国方針に基づき追記した。 その他、文言の修正を図った。</p>	<p>この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童等の立場に<u>立って</u>、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。</p>	<p>この定義を踏まえたうえで、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、いじめられた児童等の立場に<u>なって</u>、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどの確認が必要である。 <u>また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所での被害発生を踏まえ、背景など事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断を行う。</u></p>
<p>2 いじめの防止等に関する基本的考え方 いじめ防止対策推進法における「児童等」は小中学生を指すことから、子育て支援対策法における「子ども」(0歳から18歳)に変更した。 文言の修正を図った。</p>	<p>いじめは、どの学校にも起こりうることであり、<u>全ての児童等</u>に関する問題である。そして、子どもの内面を深く傷つけるものであり、人権に関わる重大な問題である。「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢に立ち、いじめの加害者、被害者だけでなく、傍観者にあたる子どもたちに対する指導の充実を図るとともに、豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に取り組むことが必要である。 いじめは、<u>学校だけの問題</u>ではなく、学校内外を問わず起こりうることから、いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域など<u>全ての関係者</u>が連携し、地域社会が一体となって真剣に取り組まなければならない。</p>	<p>いじめは、どの学校にも起こり得ることであり、<u>すべての子ども</u>に関する問題である。そして、子どもの内面を<u>深く傷つけてしまう</u>など、人権に関わる重大な問題である。「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢に立ち、いじめの加害者、被害者だけでなく、傍観者にあたる子どもたち<u>への</u>指導の充実を図り、<u>また、</u>豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に取り組むことが必要である。 いじめは、<u>学校だけでなく</u>、学校内外を問わず起こり得ることから、いじめ防止に向けて、学校、家庭、地域など<u>すべての関係者</u>が連携し、地域社会が一体となって取り組まなければならない。</p>

<p>(1)いじめの未然防止 「からかい」もいじめの可能性が高いことから「笑いのにしたり」を「からかったり」に変更した。文言の修正を図った。</p>	<p>他人の弱みを笑いのにしたり、暴力を肯定したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与える可能性がある。いじめの未然防止のためには、大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大切である。 そして、いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりうることを踏まえ、いじめを生まない土壌をつくるために、<u>全ての児童等を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、関係者が一体となった継続的な取組みが必要である。</u> このため、家庭・学校・地域において、<u>全ての児童等に「いじめは決して許されない」こと</u>の理解を促し、<u>児童等の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度</u>など、心の通う人間関係を構築することが必要である。</p>	<p>他人の弱みをからかったり、暴力を肯定したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与える可能性がある。いじめの未然防止のためには、大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとらなければならない。そして、いじめは、どの子ども、学校にも起こり得ることを踏まえ、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組みが必要である。このため、学校、家庭、地域において、すべての子どもに「いじめは決して許されない」こと^の理解を促し、<u>子どもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う</u>など、心の通う人間関係の構築が必要である。</p>
<p>(2)いじめの早期発見 「児童等」から、国のいじめの定義で明確に小中学生を対象にしていることから「児童生徒」に修正し明確化を図った。 国の基本方針に基づき「小さな」から「ささいな」に変更した。</p>	<p>いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、<u>全ての大人が連携し、児童等の小さな変化に気づく力を高めることが必要である。</u><u>このため、いじめは大人が気付きにくい場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人がいじめと判断しにくい形で行われることを認識し、小さな変化であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。</u></p>	<p>いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、<u>すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。</u>いじめは大人が気付きにくい場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装うなど、大人がいじめと判断しにくい場合もあると認識し、<u>ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの積極的な認知が必要である。</u></p>
<p>(3)いじめへの早期対処 法第23条第1項に基づき、地域、保護者等の通報等の責務について明確に記載するとともに、本市相談窓口の明確化を図った。</p>	<p>いじめがあることが確認された場合、<u>学校は直ちに、いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保し、いじめたとされる児童等に対して事実関係を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。</u><u>また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。</u> <u>このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。</u></p>	<p><u>法第23条第1項に基づき、学校の職員、市役所職員、地域住民、保護者等においては、児童等からいじめ相談を受けた場合、事実があると思われるときは、被害児童を守り、速やかに児童等が在籍する学校へ通報する。</u><u>在籍校が分からない場合においては、四條畷市教育相談室(電話072-877-2121)等、いじめの相談窓口へ通報する等、適切な措置をとることが必要である。</u> <u>また、いじめの通報を受けた学校は、学校いじめ防止対策方針に基づき適切に対応し、学校からいじめの報告を受けた教育委員会は、事案に応じて、関係機関との連携や専門家の派遣、指導助言を行う等学校を適切に支援する。</u></p>
<p>第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 1 いじめの防止等のために市及び市教育委員会が実施する施策 (1)いじめ防止基本方針の策定 文言の修正を図った。</p>	<p>市は、どのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や取組みの内容等を、「四條畷市いじめ防止基本方針」として定める。 <u>四條畷市いじめ防止基本方針</u>には、いじめの防止に関する基本的な考え方、市におけるいじめの防止等の対策のための組織、いじめの未然防止や早期発見のための取組み、いじめに対する措置、重大事態への対処等、いじめの防止等全体に係る内容を記述する。</p>	<p>市は、どのようにいじめの防止等に取り組むかについての基本的な方向や<u>それに基づく方策等</u>を「<u>四條畷市いじめ防止基本方針</u>」(以下「<u>基本方針</u>」<u>という。</u>)として定める。 <u>基本方針</u>には、いじめの防止に関する基本的な考え方、市におけるいじめの防止等の対策のための組織、いじめの未然防止や早期発見のための取組み、いじめに対する措置、重大事態への対処等、いじめの防止等全体に係る内容を記述する。</p>

<p>(2)いじめの防止等に取り組む市の組織の設置</p> <p>文言を修正し、記述の簡素化を図った。</p>	<p>①いじめの防止等に取り組む関係機関及び団体(以下「関係機関等」という。)の連携を図るため、四條畷市いじめ問題対策連絡協議会でいじめの防止等に関する情報交換等を行う。</p> <p>②四條畷市いじめ問題対策連絡協議会は、次に掲げる事務を担うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図ること。 ・その他いじめ防止等のための対策をするために必要な事項に関し、連絡及び協議を行うこと。 	<p>「四條畷市いじめ問題対策連絡協議会」</p> <p>いじめの防止等に取り組む関係機関及び団体(以下「関係機関等」という。)で構成する四條畷市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、相互連携のもとでいじめの防止等に関する情報交換等を定期的に実施する。</p>
<p>(3)いじめの防止等に取り組む市教育委員会の組織の設置</p> <p>文言を修正し、記述の簡素化を図った。</p>	<p>①法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、市教育委員会に附属機関として「四條畷市いじめ問題対策委員会」を置く。</p> <p>②「四條畷市いじめ問題対策委員会」は、市教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事務を担うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等のための調査及び助言に関すること。 ・法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議に関すること。 	<p>「四條畷市いじめ問題対策委員会」</p> <p>法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、市教育委員会に附属機関として「四條畷市いじめ問題対策委員会」を置く。「四條畷市いじめ問題対策委員会」は、市教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事務を担うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等のための調査及び助言 ・法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議
<p>(4)いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備</p> <p>項目を追加し、本市教育センターにおける相談窓口について追記</p>		<p>いじめを早期に発見するため、本市教育センターに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーならびに教育相談員を配置し、いじめ等に関する相談窓口の充実を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>教育委員会は、いじめの報告を受けたときは、必要に応じ、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家を派遣し、学校に適切な支援を行い、児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずる。</p>
<p>(5)いじめに関する研修会の実施</p> <p>項目を追加</p>		<p>市教育委員会は、いじめに関する通報に対して、学校が適切に対応できるよう教職員向けの研修会を実施するとともに、各校のいじめ防止対策のための研修会を支援する。</p>
<p>2 いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策</p> <p>(1)学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>国の方針に基づき、保護者や地域住民が確認できる措置を講じることを記載した。</p>	<p>学校は、どのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や取組みの内容等を、「学校いじめ防止基本方針」として定める。</p> <p>学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止に関する基本的な考え方、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織、いじめの未然防止や早期発見のための取組み、いじめに対する措置、重大事態への対処等、いじめの防止等全体に係る内容を記述する。</p>	<p>学校は、どのようにいじめの防止等に取り組むかについての基本的な方向やそれに基づく方策等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。</p> <p>学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止に関する基本的な考え方、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織、いじめの未然防止や早期発見のための取組み、いじめに対する措置、重大事態への対処等、いじめの防止等全体に係る内容を記述する。</p> <p>策定した学校いじめ防止基本方針については、その内容を必ず入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者に説明する。また、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できる措置を講じる。</p>

<p>(2)いじめの防止等に取り組む学校の組織の整備【校内いじめ対策委員会】</p> <p>校内組織へのスクールソーシャルワーカーの参加要請について追記した。</p> <p>国の方針に基づき「校内いじめ対策委員会」がより実効性のあるものとして機能するよう、主な取り組みについて明記した。</p>	<p>学校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。この組織は当該学校の複数の教職員により構成する。必要に応じて、スクールカウンセラー等、専門的な知識を有する者に参加を要請し、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関するアドバイスや意見・協力を求め、組織的な対応を行う。</p>	<p>学校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。当該組織は、学校の複数の教職員により構成され、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。</p> <p>また、必要に応じて、スクールカウンセラー、<u>スクールソーシャルワーカー等</u>、専門的な知識を有する者に参加を要請し、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関するアドバイスや意見、協力を求める。</p> <p>【校内いじめ対策委員会の主な取組み】</p> <p>①いじめの防止等に係る年間計画の作成、実行、検証、修正</p> <p>②いじめの防止等に係る校内研修を企画・実施</p> <p>③学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを行う(PDCAサイクルの実行を含む)。</p>
<p>(3)いじめの未然防止の取り組み 発達段階に応じた指導の重要性について、追記した。</p>	<p>いじめほどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての子どもを対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。インターネット上のいじめの防止については、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのモラルを向上させるよう、情報教育を推進する。</p>	<p>学校は、児童生徒が、<u>道徳教育や人権教育、社会体験、自然体験、ボランティア活動等を通じて、一人ひとりが互いに認め合うことの大切さを十分に理解できるように、発達段階に応じた教育課程を推進する。</u>いじめほどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、すべての子どもを対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。インターネット上のいじめの防止に<u>関しては</u>、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネット等を利用するためのモラルを向上させるよう、情報教育を推進する。</p>
<p>(4)いじめの早期発見の取り組み 文言の修正を図った。</p>	<p>いじめは、遊びやふざけあいを<u>装って</u>行われるなど、大人が気がつきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このため、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化を見逃さないよう情報収集に努めるとともに、hyper-QU*や、いじめアンケート調査を定期的に行うことに加え、教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握を組織的に取り組む。 *hyper-QU:教員が、望ましい集団作りを行うため児童等を対象に実施する質問紙調査</p>	<p>いじめは、遊びやふざけあいを<u>装う</u>など、大人が気がつきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このため、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化を見逃さないよう情報収集に努めるとともに、hyper-QU*や、いじめアンケート調査を定期的に行い、<u>加えて</u>教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握を組織的に取り組む。 *hyper-QU:教員が、望ましい集団作りを行うため、児童等を対象に実施する質問紙調査</p>
<p>(5)いじめへの組織的な対処 法に基づいた対応を明確に追記</p>	<p>いじめの発見・通報を受けた場合には、一人の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。また、被害児童等を守り通すとともに、加害児童等には、自らの生活や行動などを反省させるとともに、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。 これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</p>	<p><u>法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめにかかる相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」</u>としており、教職員がいじめの発見や通報を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。また、<u>第一に</u>被害児童等を守り、加害児童等には、自らの生活や行動などの反省を促し、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。 これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもとで取り組む。</p>

<p>(6)いじめの解消</p> <p>国の方針に基づき「いじめの解消」について明記した。</p>		<p>いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要点が満たされている必要がある。これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。</p> <p>①いじめに係る行為が止んでいること <u>被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間(3ヶ月を目安)継続していること。</u> <u>ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要と判断される場合は、学校の設置者または学校のいじめ対策組織の判断により相当の期間を設定して状況を注視する。</u></p> <p>②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと <u>いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その判断は被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。</u></p> <p><u>上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまでも、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめ再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察する。</u></p>
<p>3 重大事態への対処 (1) 重大事態とは 文言の修正を図った。</p>	<p>(前略)また、二における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。</p>	<p>(前略)二における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、概ね年間30日とする。ただし、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合には、日数にかかわらず教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を開始する。</p>
<p>(2)教育委員会又は学校による調査 国の通知に基づいた対応について追記した。</p>		<p>いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの防止等のための基本方針(平成29年3月14日文部科学省)」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。</p>
<p>(3)報告の流れ 学校から教育委員会、教育委員会から市長への報告の流れを明確になるように変更した。</p>	<p>学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市長及び市教育委員会に報告する。報告を受けた市長及び市教育委員会は、その事案の調査を行う主体等について判断するとともに、速やかに市長及び大阪府教育委員会に報告する。</p>	<p>学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会及び市長に報告する。報告を受けた教育委員会及び市長は、その事案の調査を行う主体等について判断するとともに、速やかに大阪府教育委員会に報告する。</p>

<p>(4) 調査の組織</p> <p>文言の修正を図った。</p>	<p>市教育委員会又は学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。 市教育委員会が調査主体となる場合は、市教育委員会のもとに置く「四條畷市いじめ問題対策委員会」が調査を行う。 学校が調査の主体となる場合は、学校に設置されるいじめの防止等の対策のための組織を、調査を行うための組織の母体とする。なお、その際には、市教育委員会が指導・助言を行う。</p>	<p>教育委員会又は学校は、重大事態に係る調査を行うため、速やかに<u>事実関係を明確にするための組織を設けて調査を行う</u>。教育委員会が調査主体となる場合は、教育委員会のもとに置く「四條畷市いじめ問題対策委員会」が調査を行う。 学校が調査の主体となる場合は、学校に設置される、いじめの防止等の対策のための組織を<u>もとに取り組む</u>。なお、その際には、教育委員会が指導、助言を行う。</p>
<p>(5) 調査の実施</p>	<p>この調査は、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。市教育委員会又は学校は、それぞれの調査を行う組織に対して積極的に資料を提供する。(後略)</p>	<p>この調査は、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るもので<u>あり、従って</u>教育委員会又は学校は、それぞれの調査を行う組織に対して積極的に資料を提供する。(後略)</p>
<p>(6) 調査結果の提供及び報告</p> <p>調査結果の報告者が明確になるように文言を変更した。</p>	<p>学校が主体となって調査を実施した場合は、<u>市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会が主体となった場合においても、市教育委員会が市長に報告する</u>。また、学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。</p>	<p>学校が主体となって調査を実施した場合 <u>及び教育委員会が主体となった場合は</u>、教育委員会が市長に報告する。また、学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。</p>
<p>(7) 再調査</p> <p>文言の修正を図った。</p>	<p>上記(5)の調査結果の報告を受け、市長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うために「四條畷市いじめ問題再調査委員会」を設置し、<u>再調査を行う</u>。 また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。 なお、再調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの(第三者)により構成する等、当該調査の公平性、中立性を確保するように努めるものとする。</p>	<p>上記(5)の調査結果の報告を受け、市長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うために「四條畷市いじめ問題再調査委員会」を設置<u>する</u>。 また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。 なお、再調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又はまたは特別の利害関係を有しないもの(第三者)により構成する等、当該調査の公平性、中立性の確保に努める<u>。</u></p>
<p>(8) 再調査の結果を踏まえた措置等</p> <p>文言の修正をした。</p>	<p>市長は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。 また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告しなければならない。</p>	<p>市長は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講<u>じる</u>。 また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告しなければならない。議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなり、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することとする。</p>
<p>(9) 重大事態発生時の対応</p> <p>大きな変更点なし</p>		
<p>参考資料</p> <p><u>問題行動対応チャート</u> <u>いじめに係る相談窓口の一覧</u> について、新たに添付した。</p>		<p>問題行動対応チャート</p> <p><u>いじめに係る相談窓口の一覧</u></p>